（補修等）

第八十九条　（略）

2　個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（特別の教育）

第九十二条　（略）

2　法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

3　前二項の特別の教育は、次の科目について行うものとする。

一～六　（略）

4　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（定期自主検査）

第九十四条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

（補修等）

第九十五条　（略）

2　個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（クレーン等安全規則の一部改正）

第四条　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の教育） **第二十一条**　（略） 2　法第四十二条第三項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 3　前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一～六　（略） 4　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 （定期自主検査） **第三十四条**　（略） 2～4　（略） 5　第一項から前項までの規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（特別の教育） **第二十一条**　（略） （新設） 2　前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一～六　（略） 3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 （定期自主検査） **第三十四条**　（略） 2～4　（略） （新設）